令和5年7月14日 第1回群馬支部評議会

令和5年度の複合的な広報の実施について

令和5年度の複合的な広報の実施について

1.実施目的

- 群馬支部の課題は、「血圧リスク保有率の高いこと」、「インセンティブ制度の認知度が低いこと(特に評価項目の一つである特定保健指導の実施率の低いこと)」である。
- これらの課題への対策を群馬支部における令和5年度の重点事業として位置づけ、啓発と行動変容を促すことを目的に複合的な広報を実施する。

<u>2.実施事項</u>

ポイント① 統一感のある広報

 令和4年度に分析した支部課題(血圧リスク保有率が高いこと及びインセンティブ制度の認知度が低いこと) について、加入者への周知を図るとともに、より効果的な広報により、加入者の行動変容に結び付けるため に共通のコンセプト(世界観、登場人物、演出、音楽、ストーリー等)で様々な媒体を連動させた統一感のある広報を行い、健康づくりの啓発を行う。

ポイント② ターゲットに合わせた広報

- 広報媒体は、WEB広告とラジオを必須とする。
 (必須の理由としては、本事業を実施するにあたり、事前に複数の専門業者と意見交換をしたところ、WEB 広告はターゲットを絞って配信ができ効果測定ができること、ラジオは群馬県において車の利用が多いため、ラジオを聞く機会が多いということから、効果的な広報媒体として必須媒体としている。)
- その他の広報媒体は特に問わず、限度額の範囲内で複数の広報媒体を組み合わせるなどして効果的な広報の企画立案を専門業者より提案してもらう。

3.実施スケジュール

• 広報期間は令和5年10月頃~令和6年3月の予定

参考(1)

インセンティブ制度に係る令和3年度実績について(群馬支部)

健康保険料率は都道府県単位で決定しており、保険料率の違いは、都道府県ごとの加入者様1人当たりの医療費の違いによるもの。都道府県の医療費が下がれば、その分、保険料率も下がることになる。

平成30年度から導入されたインセンティブ制度により、加入者及び事業主の皆様の健康づくりに関する取り組みにインセンティブが付与され、保険料率の引き下げにつながる。

5つの評価指標

	項目	順位
1	特定健診等の実施率	34位
2	特定保健指導の実施率	42位
3	特定保健指導対象者の減少率	42位
4	医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の 医療機関受診率	29位
5	後発医薬品の使用割合	7位



令和3年度 群馬支部

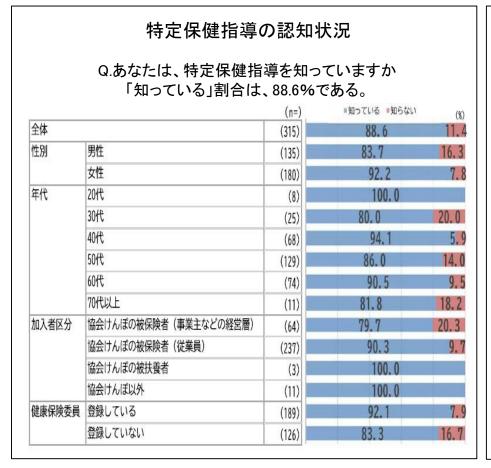
45位

令和3年度実績では、群馬支部は残念ながらインセンティブを得ることはできなかった。(令和3年度実績は、上位23支部にインセンティブが付与され、令和5年度保険料に反映される。)

令和4年度実績からは上位15支部がインセンティブの対象となる。

参考(2)

全国健康保険協会群馬支部の広報事業に対する加入者の理解度の現状把握を目的としたインターネット調査を行った。調査時期:R5.2.21~R5.3.13、回答者数は10代~70代以上 男女315人。



インセンティブ制度の認知状況

Q.あなたは、インセンティブ制度を知っていますか 「知っている」割合は、49.8%である。

		(n=)	■知っている	■知らない (%)
全体		(315)	49.8	50.2
性別	男性	(135)	43.7	56.3
	女性	(180)	54.4	45.6
年代	20 1 t	(8)	62.5	37.5
	30ft	(25)	60.0	40.0
	40代	(68)	45.6	54.4
	50 / t	(129)	50.4	49.6
	60代	(74)	48.6	51.4
	70代以上	(11)	45.5	54.5
加入者区分	協会けんぽの被保険者(事業主などの経営層)	(64)	37.5	62.5
	協会けんぽの被保険者(従業員)	(237)	54.0	46.0
	協会けんぽの被扶養者	(3)	33.3	66.7
	協会けんぽ以外	(11)	36, 4	63. 6
健康保険委員	登録している	(189)	59.3	40.7
	登録していない	(126)	35.7	64.3

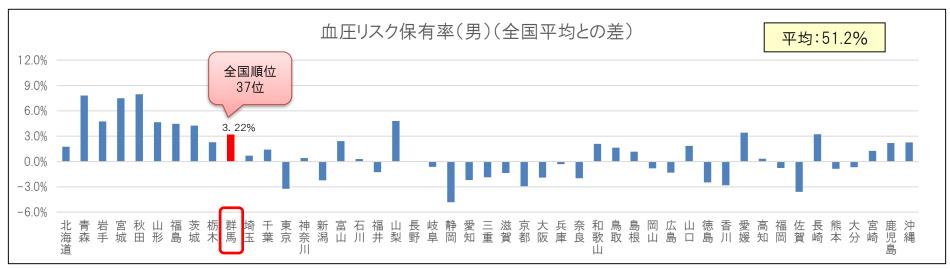
アンケートの特定保健指導の認知状況によると、8割以上の方が特定保健指導は知っていると回答しているが、インセンティブ制度の令和3年度の実績結果では特定保健指導の実施率は低い。インセンティブ制度の認知状況は、5割弱である。

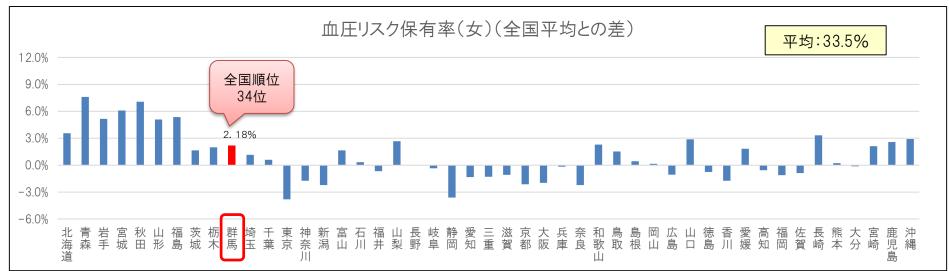
特定保健指導を受けることは、自分の健康はもちろんのこと、インセンティブ制度で保険料率の引き下げにつながる ことも知ってもらいたい。

参考(3)

令和3年度 血圧リスク保有率

(血圧のリスク保有率は、収縮期血圧 130mmHg 以上、または拡張期血圧 85mmHg 以上、または高血圧に対する薬剤治療ありの者の割合)



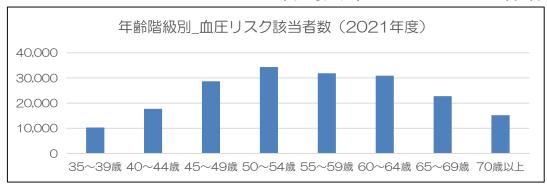


健診データについて

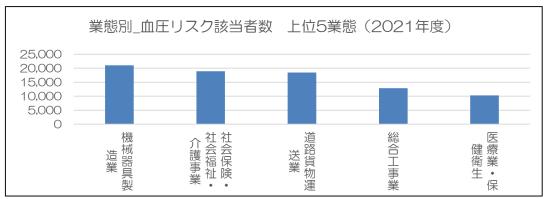
対象データ は令和3年度末に 35 歳以上 75 歳以下に達し、1年間継続して協会けんぽに加入した被保険者が令和3年度中に受診した生活習慣病予防健診、事業者健診(一般健診、付加健診)及び特定健診データのうち、特定保健指導レベルが判定不可能でないもの(35~39歳の特定保健指導レベルは40歳以上の階層化の方法に準じて判定)とし、リスク保有率等の分母は、特に断りのない場合、当該リスクの判定が可能なデータの総数として いる。なお、リスク保有率等は年齢調整後の数値である。

参考(4)

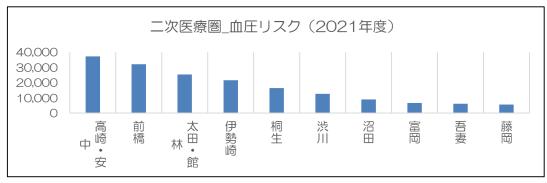
群馬支部の血圧のリスク保有率について



2021年度の群馬支部の年齢階級別の血圧リスク該当者数では、40代後半~60代前半が多い。



2021年度の群馬支部の業態別の血圧リスクでは、機械器具製造業、社会保険・社会福祉・介護、道路貨物運送業の順に高い。



2021年度の群馬支部の二次医療圏の血圧リスクでは、高崎・安中、前橋、太田・館林の順に高い。

(二次医療圏とは…一般的な保健医療を提供する地域的単位)

インセンティブ制度のこと(特に特定保健指導の実施率が低いこと)や血圧リスク保有割合が高いことなどの群馬支部の現状を今回の広報活動によって周知することにより、加入者に対して行動変容を促すことにつなげていきたい。